

一夜で死者 10 万人、東京大空襲から 80 年 「0 対 60 兆円」の冷たい現実

1945 年 3 月 10 日未明、米軍の B29 爆撃機約 300 機が東京・下町の市街地に焼夷弾 33 万発を投下し、現在の墨田、江東、台東各区を中心に約 40 平方キロメートルが壊滅的な被害を受けた。一夜にして約 10 万人の命が失われたとされる。

厚生労働省によると、太平洋戦争による犠牲者は日本人だけで約 310 万人。うち軍人や軍属は 230 万人、民

間人は空襲や原爆、引き揚げ時の混乱などで 80 万人が亡くなったと言われる。

こうした国民の犠牲に対して国が補償すべきか、長年議論になってきた。

軍人や遺族に対しては、1952 年に戦傷病者戦没者遺族等援護法が作られ、53 年に「恩給制度」が復活。年金などを含めたこれまでの支給額は 60 兆円を超す。

空襲で焼失した東京の市街地(1945 年)



一方、民間人の被害については、政府は「非常事態下で起きた身体や財産の被害は国民が等しく我慢すべきだ」とする「戦争被害受忍論」の立場を取り続けている。70～80 年代には民間人を対象とした戦時災害援護法案が国会に 14 回提出されたが、すべて廃案になった。（『朝日新聞』2025 年 3 月 10 日）

戦後補償は原爆だけでなく、空襲被害者、戦災孤児、シベリア抑留者、旧

植民地出身者などです。欧州諸国では、民間人への戦争犠牲への援護補償は制度化されています。イギリスでは「人身傷害（緊急措置）法」、ドイツでは「戦争犠牲者の援護に関する法律」（1950 年）、フランスでは、遺児は「戦災孤児」として、特別な保護と生計費、奨学制度に上積みした高等教育までの教育・職業訓練手当等の金銭的援助を受けました。